

令和 2 年度 事業計画

社会福祉法人 秋田県民生協会

1. 経営方針

さらなる社会福祉事業の向上に努めていくため、これまでの各種事業で培われた福祉サービスについての知識、技術や情報を地域住民へ伝えていく場面を多く設定し、福祉に対する関心を地域全体で高めて行けるよう取り組みます。地域福祉の拠点施設として、地域からの認知度の高い法人づくりを目指し、豊かな地域福祉社会の形成に寄与します。

2040 年を見すえた国の施策である地域共生社会の実現においては、社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の促進が地域づくりの鍵になることから、複数法人連携による地域公益活動事業を展開します。

2. 重点事項

(1) 利用者に対する基本姿勢について

- ① 令和 2 年度より、あいかわ保育園の運営を行うことから、子どもの健全な心身の発達を図り、保護者や地域から親しまれる環境づくりに努める。
- ② 利用者への安心、安定な食事を提供できるよう、令和 3 年度セントラルキッチン運営に向け、セントラルキッチン準備室を設置し、建設する。
- ③ 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ適切な福祉サービスに努める。
- ④ 社会、地域とのつながりを深めるため、地域行事に積極的に参加するとともに、地域住民との交流を促進し、利用者の幅広い生活・ケア環境の整備に努める。
- ⑤ 災害対策をより一層強化し、利用者が安心して安全な生活を送れるよう努める。

(2) 地域社会に対する取り組みについて

- ① 地域における公益的な取り組みとして、従来の公益事業活動の他、他法人との連携による公益事業活動を展開する。
- ② 地域との交流として、各施設の備品や、関係福祉団体へのマイクロバスの貸出し等を行う。
- ③ 地域住民に対し、温泉利用や憩いの場として「さざなみ温泉」を提供し、地域の期待に応えるとともに、低額でのマッサージ事業を行い、障害者への雇用の場として提供していく。
- ④ 地域交流及びボランティア活動として、交通公共施設の清掃美化活動と、老人世帯への除排雪活動を行っていく。
- ⑤ 中部地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所を運営することにより、地域で身近にある問題に即応できる相談支援体制を構築する。